

鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第17条の規定に基づき、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害を理由とする差別の解消に係る事例等の共有に関する事項
- (2) 障害を理由とする差別の解消に資する取組に関する事項
- (3) その他障害を理由とする差別の解消に関して協議が必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 障害者又は障害者の家族
- (2) 行政関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 医療・保健関係者
- (6) 法曹関係者
- (7) その他、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。